

初診時選定療養費改定のお知らせ

当院では、現在、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんは、初診料とは別に初診時選定療養費をご負担頂いておりますが、令和元年10月1日より消費税10%導入に伴い、5,500円(税込)をご負担頂きます。

皆様のご理解をよろしくお願ひいたします。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参頂きますようお願いいたします。

初診時選定療養費

令和元年10月1日から
5,500円(税込)

*初診時にかかる選定療養費Q&A

*初診時選定療養費をご負担頂く患者さんとは？

- ①当院に初めて来院される方
- ②今回の受診が、今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した場合。（連絡を頂かない予約キャンセルは任意での診療中止となります。）
- ③病気が医師の診断で治癒となった後、再び受診される方。
- ④急性病名のみの場合（例：風邪で受診し、数週間後に打撲で受診した場合）

*紹介状が無ければ、必ず初診時選定療養費を支払わなければならぬの？

【以下の場合は、ご負担頂きません】

- ①時間外・休日・深夜に救急患者として緊急に受診された方
- ②身体障害者法、生活保護法等の公費医療の方
- ③当院に通院中で新たに別の診療科を受診する方

補足事項

前回の症状がいったん治った、もしくは治療を継続していない場合は、治癒とみなされます。どの程度間隔が空くと治癒とみなされるかは疾患によって異なります。

疾患によっては、最終来院日より1ヶ月以上間隔が空くと治癒したと判断される場合もあります。歯科とその他の科は、健康保険上別の取り扱いとなりますので、該当する場合はそれぞれの選定療養費をご負担頂きます。

*ご不明な点がございましたら、総合受付窓口にお尋ね下さい。